

平成27年第1回尾張旭市都市計画審議会

- 1 開催日時
平成27年1月27日(火)
開会 午後 2時00分
閉会 午後 2時40分
- 2 開催場所
尾張旭市役所南庁舎3階 講堂1
- 3 出席委員
服部 正勝、水野 覚、岡本 耕平、大塚 俊幸、
丸山 茂久(代理:二ノ宮 康延)、秋田 進、大島 もえ、花井 守行、
丸山 幸子、若杉 たかし、青山 邦明、宇野 恵子、
長谷川 裕子 13名
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
都市整備部長 長江 均、都市整備部技監 谷口 雅芳、
都市計画課長 鈴木 昌尚、都市整備課長 谷口 正喜、
文化スポーツ課長 三浦 明、文化スポーツ課副主幹 林 正信、
都市整備課長補佐兼整備係長 浅見 行則、都市整備課公園緑地係長 水野 数哉、
都市計画課計画係長 永尾 幸市、都市計画課主事 新谷 陽介
- 7 議題等
審議事項
第1号議案 名古屋都市計画公園の変更(尾張旭市決定)について
第2号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更(尾張旭市決定)について
- 8 会議の要旨

都市整備部長	<p>都市整備部長の長江でございます。本日は、何かとご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから「平成27年第1回尾張旭市都市計画審議会」を開催させていただきます。</p> <p>本日の審議事項は「名古屋都市計画公園の変更について」と「名古屋都市計画生産緑地地区の変更について」の2件でございます。</p> <p>続いて、学識経験者として選出の委員のかたが、昨年7月に尾張旭市農業委員会長の退任に伴いまして、平成26年7月29日付けで新たに委員として就任されましたので、ご紹介をさせていただきます。</p> <p>(水野覚委員挨拶)</p> <p>ありがとうございました。また、本日は愛知県守山警察署長の丸山様の代理として、守山警察署交通課長の二ノ宮様にお越しいただいておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>以上によりまして本日は、委員13名のうち現在12名の方が出席され、尾張旭市都市計画審議会条例第7条第2項に規定する過半数の</p>
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>出席を得ております。これにより会議は有効に成立しておりますのでご報告いたします。</p> <p>なお、本日出席の委員の皆さま、そして事務局職員につきましては、お手元の名簿のとおりでございますので、失礼ながらこれをもって紹介に代えさせていただきます。</p> <p>また、第1号議案の説明のため、事務局職員として文化スポーツ課からも出席させていただいておりますが、第1号議案審議後に退席させていただきますので、併せてご承知おきくださいますようお願いいたします。</p> <p>以上の出席者により、本日の審議会を進めてまいりますので、なにとぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に移らせていただきます。進行につきましては、当審議会の議長であります会長の服部様をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>皆さんこんにちは。本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。それでは、お手元の会議次第に従い、進めさせていただきます。</p> <p>会議次第の2、会長の職務代理者の指名について、事務局から説明願います。</p>
	都市計画課長	<p>都市計画課長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、会議次第の2、「会長の職務代理者の指名」について、私からご説明させていただきます。この件につきましては、これまで「会長の職務代理者」でありました若杉委員の退任に伴いまして、新たに指名する必要があるからです。</p> <p>会長の職務代理者につきましては、尾張旭市都市計画審議会条例第6条第3項の規定により、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理することとなっております。</p> <p>このため、学識経験者の中から、会長に指名していただくようお願いいたします。説明は以上でございます。</p>
議	長	<p>ただいま事務局から説明がありましたように、会長の職務代理者については、学識経験者の委員の中から会長が指名することですので、水野覚委員をお願いしたいと思います。水野委員よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして、会議次第の3、議事録署名者の指名に移ります。事務局から説明願います。</p>
	都市計画課長	<p>それでは、会議次第の3「議事録署名者の指名」について、ご説明させていただきます。</p> <p>本審議会の議事録につきましては、尾張旭市都市計画審議会運営規程第10条の規定により、議長及び議長が指名した委員2名が署名することとなっております。このため、議長から2名の署名者の指名をお願いしたいと思います。説明は以上でございます。</p>
議	長	<p>ただいま事務局から説明がありましたように、私から2名の議事録</p>

署名者を指名させていただきます。

本日の議事録署名者には、秋田進委員と、宇野恵子委員のお二方を指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは続いて、会議次第の4、審議事項に移らせていただきます。事務局から説明願ひます。

都市整備課公園緑地係長

都市整備課公園緑地係の水野と申します。よろしくお願ひします。

それでは第1号議案についてご説明させていただきます。資料の「第1号議案 名古屋都市計画公園の変更（尾張旭市決定）について」をご覧ください。「都市計画法第21条第2項において準用する第19号第1項の規定により、名古屋都市計画公園の変更（尾張旭市決定）を行うものとする。」として、本審議会へ付議されたものでございます。

次にその内容についてご説明いたします。1ページをご覧ください。上から2行目に「都市計画公園中5・3・104号城山公園を次のように変更する。」となっております。

下の表をご覧ください。種別は総合公園、名称は番号、5・4・104、公園名は城山公園、位置は尾張旭市城山町長池下、城山町三ツ池、平子町長池上、新居町山の田、面積は約9.8ヘクタールとなっております。

ここで簡単に城山公園の場所をご説明させていただきます。5ページの総括図をご覧ください。城山公園の位置でございしますが、この総括図の中央付近に引き出し線が表示された緑色で着色された箇所が城山公園でございします。尾張旭市役所及び名鉄瀬戸線の尾張旭駅からは、北西へ約1キロ、徒歩で約10分の場所となっております。すぐ南には都市計画道路瀬戸新居線、通称、城山街道が東西に通っております。現在、緑色の部分と赤色の部分を供用しており、市内で唯一の総合公園でございします。

1ページにお戻りください。表の下に「区域は計画図表示のとおり」とありますが、後ほど説明させていただきます。

変更理由といたしましては、都市計画公園として既決定されている城山公園を、市民のスポーツ、文化、レクリエーション活動の拠点として機能強化を図るため、区域を拡張し、一体的な利用を供するものであります。

次に2ページをご覧ください。こちらは理由書となっております。順番に説明します。

まず1の当該都市計画の都市の将来像における位置付けでございします。

(1)尾張旭市都市計画マスタープランでは、森林公園や、城山公園、新池公園などの規模の大きい公園については、市全域を対象とした憩いやレクリエーション、スポーツの場などとして総合的な利用を図るため、それぞれの公園の特徴を活かしつつ、保全と活用を進めると位置付けられております。

(2)尾張旭市緑の基本計画では、城山公園は、「緑の基本計画」の中で、公園等の整備と公園等緑化重点地区に位置付けられ、緑化の拡充及び

維持管理の推進を図るとされております。

次に2の当該都市計画の必要性、位置、区域、規模の妥当性でございます。

まず(1)の都市計画の必要性でございますが、城山公園の野球場及びテニスコート、城跡の区域は既に都市計画公園としての位置付けであります。当公園地区のほぼ中心部の私有地について、公園用地としての活用が実現できる見込みとなり、前述の都市計画マスタープラン、緑の基本計画等の上位計画に基づいて、市民ニーズに対応した緑豊かで、魅力度の高い公園整備を図ることが可能でございます。

また、既に公園としての機能を備え、一体的に利用度の高い長池を含む区域につきましても、都市計画公園として位置付け、市全域を対象とした、憩いやレクリエーション、スポーツの場などとして総合的な利用をさらに拡充する将来像の実現化に向けて、城山公園の都市計画の変更が必要であると考えます。

次に(2)の位置、区域の妥当性でございますが、拡張する区域は、北側の長池を含む区域と、城山公園のほぼ中心の区域であり、既に認可されている都市計画公園区域と隣接しており、一体的な利用の拡充を図ることができます。

次に(3)の規模の妥当性でございますが、市全域を対象とした、総合的な利用に供することを目的とする公園としての規模は、概ね10ヘクタール以上とされ、尾張旭市民のスポーツ、文化、レクリエーション活動の拠点として機能強化を図るため、城山公園の今回の拡張による区域を含めた全体の面積は9.8ヘクタールであり、総合公園としての規模は妥当でございます。

3ページをご覧ください。こちらは都市計画決定の新旧対照表でございます。都市計画公園中5・3・104号城山公園を次のように変更いたします。

種別は総合公園で変更ありません。

名称につきましては、番号が変更となります。変更となる番号は5・3・104から5・4・104でございます。この番号でございますが、5は公園の種類、次の数字、変更前の数字3は面積1ヘクタール以上4ヘクタール未満の公園であり、数字4は4ヘクタール以上10ヘクタール未満の公園を指すものでございます。104は名古屋都市計画における総合公園の通し番号となっております。

位置につきましては、尾張旭市城山町長池下に城山町三ツ池、平子町長池上、新居町山の田が追加されます。面積につきましては、約3.6ヘクタールから約9.8ヘクタールになり、約6.2ヘクタールの面積が増加となります。

ここで、6ページの計画図を縦にしてご覧ください。この計画図は現在の都市計画決定箇所と今回都市計画決定を追加する箇所を図示したものでございます。なお、図面上部に縮尺が表示されておりますが、この図面は縮小されており、1対1000ではございませんのでよろしく申し上げます。

まず左下の凡例をご覧ください。赤い実線が公園区域でございます。今回赤い実線で囲まれた部分が今回都市計画決定を変更する区域を含んだ公園区域を示しております。次に薄い緑色は既決定区域でございます。薄い緑色で囲まれた部分が、現在都市計画決定されております部分の約3.6ヘクタールでございます。次にオレンジ色は追加区域でございます。オレンジ色で囲まれた部分が今回都市計画決定の変更を予定しております部分の約6.2ヘクタールでございます。次に黄色は削除区域でございます。黄色で囲まれている市道城山城前2号線につきましては、公園の都市計画決定から削除する計画でございます。

都市計画決定の面積をまとめますと、既決定区域約3.6ヘクタール、追加面積約6.2ヘクタール、都市計画決定変更後の公園面積は約9.8ヘクタールでございます。

次に7ページの計画図付図（地積図）をご覧ください。城山公園の公園区域は城山町長池下、城山町三ツ池、平子町長池上、新居町山の田から構成されており地番の状況は、この地積図のとおりになっております。

次に都市計画決定変更後の拡張整備計画をご説明します。8ページの平面計画図（参考図）をご覧ください。整備計画のある箇所は公園中央部の緑色と黄色に着色してあります、遊具広場、芝生広場、文化スポーツ課所管施設でございます。整備予定箇所の面積は約0.8ヘクタールでございます。この箇所以外につきましては整備済みのため整備計画はございません。

まず、遊具広場でございます。こちらは現在も遊具広場として利用しておりますが、市内の都市公園には無いような大型複合遊具を設置し、城山公園を尾張旭市のシンボルパークとしての役割を持たせます。また、市内全域から車で来園が可能な公園として、他の近隣公園にはない特色が出せると考えております。

次に遊具広場の南側の緑色に着色してある部分には芝生広場を計画しております。これは来園者が弁当を持って出かけたくなるような、緑豊かなスペースを提供することで、多様な世代の方々に親しんでもらえるようになると考えております。この芝生広場の西側の黄色に着色してある部分には文化スポーツ課所管施設となっております。

また、この城山公園の整備計画のある箇所につきましては、以前より埋蔵文化財の存在が確認されております。埋蔵文化財に関しましては、文化スポーツ課から説明申し上げます。

文化スポーツ課副主幹

（午後2時10分 若杉たかし委員が遅れて到着）

文化スポーツ課より、城山公園内の埋蔵文化財について説明させていただきます。お手元の資料「城山公園内の埋蔵文化財について」をご覧ください。

「埋蔵文化財」とは、地中などに埋蔵されている文化財のことで、「埋蔵文化財包蔵地」とは、埋蔵文化財が含まれている土地のことをいいます。

城山公園では、4つの埋蔵文化財が確認されております。資料のな

かの1に示してあります①から④でございます。

①として、新居城の土塁が確認されております。こちらは室町時代のものです。また、②といたしまして、古墳時代の城山古窯でございます。こちらは現在のテニスコート部分にあったものでして、須恵器などの土器を作成した窯跡です。こちらは昭和50年代に発掘調査が行われ、多くの土器の破片が出土しております。また、③城山土塁東古窯、④城山土塁南古窯につきましても窯跡が確認されております。

次に2番の埋蔵文化財包蔵地内における工事等の対応についてご説明させていただきます。包蔵地内で計画・工事を実施する場合、文化財保護法に定められた手続きや埋蔵文化財の保護措置が必要となってまいります。埋蔵文化財は、原則、現状のまま保存するのが最も望ましいとしています。これを現状保存といいます。

このため、計画・工事を行う前に、まず埋蔵文化財の有無や内容の確認調査を行う必要があります。確認調査とは、包蔵地の範囲、性格、残存状況、あるいは地中の障害物等を把握するために行う部分的な発掘調査のこととして、具体的には、いくつかのトレンチ、溝を掘って埋蔵文化財の有無や範囲を特定します。

城山公園でも多くの埋蔵文化財が確認されており、今後の計画を立てていくために、この確認調査が必要になってまいります。城山公園の計画地の規模ですと、2～3か月の調査期間が必要と思われれます。確認調査の結果によって埋蔵文化財が存在し、包蔵地内でやむを得ず工事等の計画がある場合は、愛知県教育委員会と協議を行い、埋蔵文化財を守るために計画を変更したり、発掘調査の実施や報告書の作成、後世に記録を残す記録保存を実施したりしなければならないこととなります。以上でございます。

都市整備課公園緑地係長

なお、埋蔵文化財確認調査の結果により、整備計画が変更となる場合がございます。拡張整備の時期については、平成27年度から整備計画部分の用地購入を実施して、平成31年度までで拡張事業を完了する予定でございます。

最後に4ページをご覧ください。都市計画決定策定の経緯の概要でございます。平成26年10月に愛知県と事前協議をおこない、異存なしとの回答を得ております。

また平成26年12月2日から12月16日までの間、案の縦覧を実施いたしました。縦覧者は1名でありました。なお意見書の提出はございませんでした。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

ただいま説明がありました第1号議案について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

大塚俊幸委員

市内で1つの総合公園ということですが、現在の面積である3.6ヘクタールが9.8ヘクタールになり、総合公園としての規模が適正なものに近づくため、望ましいことであると思っております。

都市計画決定せず整備することと、都市計画決定をし、都市計画公

	園として整備することにはどのような違いがありますか。また、都市計画公園とすることにはどのようなメリットがありますか。
都市整備課公園緑地係長	<p>公園や道路などの都市施設を都市計画決定する意義としましては、計画段階における整備に必要な区域を明確にしておくことや、将来の都市において必要な施設の規模、配置を広く住民に明確に示すことが挙げられます。</p> <p>また、都市計画決定をすることにより、整備を行うことが前提となります。将来的な整備の円滑な施行を確保するため、建築制限などの規制がかかり、事業の施行者に必要な権限が与えられることとなります。さらに、施設の整備が完了したあとにつきましても、都市計画決定していることにより、将来における公園の必要性を正確に位置づけることができます。このようなことがメリットであると考えられます。</p>
大塚俊幸委員	<p>内容は一般論としては理解できますが、当該地区におきましては、現在の箇所のみ都市計画公園とし、他の部分を都市計画決定せず整備するという方針でも良いように思えます。既に整備されている長池周辺を更に含めて一体的な公園としていくことの具体的な理由をご説明ください。</p>
都市整備課長	<p>都市計画決定をしなくとも整備は可能であります。都市計画決定することにより、県や国からの補助金を投入して整備を進められるということが最大の理由でございます。</p> <p>また、都市計画の運用指針において、総合公園の規模を「概ね10ヘクタール以上」としております。このため、「総合公園」としての位置づけであります城山公園の面積を、都市計画決定することにより概ね10ヘクタールとし、適正な規模に近づけるということも理由でございます。</p>
大塚俊幸委員	<p>補助金を活用して整備できるというメリットがあることや、既に整備されている部分も含めて一体的な総合公園として位置づけ、それを広く示していくことが理想的な公園整備の在り方であるという理解で良いですね。</p>
議 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p>
大島もえ委員	<p>資料8における文化スポーツ課所管施設について、既に描いている将来像があればご教示ください。</p>
文化スポーツ課長	<p>現時点は白紙でございます。城山公園は市民のスポーツ、文化、レクリエーション活動の拠点であり、文化スポーツ課としましてこれを充実させたいと考えております。しかしながら埋蔵文化財の包蔵地であるため、確認調査が必要でございます。調査結果により、計画の変更や練り直しとなる可能性もございますので、現段階では白紙という状況でございます。</p>
大島もえ委員	<p>ありがとうございます。</p>
議 長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>それでは採決を行います。第1号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(委員の挙手)</p>

挙手全員であります。

第1号議案については、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして「第2号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）について」、事務局から説明願います。

都市整備課公園緑地係長

それでは「第2号議案」についてご説明させていただきます。

資料の「第2号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）について」をご覧ください。「都市計画法第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）を行うものとする」として、本審議会へ付議されたものでございます。

次に、その内容についてご説明いたします。1ページをご覧ください。2行目に、「都市計画生産緑地地区を、次のように変更する」として、表に面積約5.3ヘクタールとあり、その下に変更理由を記載してございます。読み上げさせていただきます。

「市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、同法第14条の生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものである」としてございます。

1枚おめくりください。2ページから4ページになりますが、この資料は「生産緑地地区構成筆一覽表」で変更後のものでございます。

次に5ページをご覧ください。「生産緑地地区の変更理由書」に、1の「生産緑地とは」から、5の「今回の都市計画変更の理由と内容」まで記載されています。今回の変更理由は4に、またその内容は5に記載されています。

今回4の「生産緑地地区の都市計画変更の主な理由」は、下の①にありますとおり「買取り申出があった場合において、その申出の日から3ヶ月以内に所有権の移転（相続その他の一般承継による移転を除く）が行われなかった場合」で、買取り申出については、⑥の下に※印で買取申出として「生産緑地地区は、次の場合に限り市長に時価で買い取るよう申し出ることができる。」とされ、下の○印の「生産緑地地区に指定されてから30年を経過した場合。」と、「農林漁業の主たる従事者が死亡したり、農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合。」の2つの項目があります。

今回の理由は、主たる農業従事者の故障（病気）のため農業に従事することが不可能になったことによるものでございます。なお、その手続きとしましては、市へ買取申出書が提出され、市関係課および愛知県へ買取りの照会を行いました。両者とも買取り希望はございませんでした。また、尾張旭市農業委員会に買取りのあっせんを行いました。不成立でありましたので、生産緑地法で定める手続きに従い、生産緑地地区内における行為の制限の解除を行いました。

変更の内容は、5今回の都市計画変更の理由と内容として表にありますように除外面積で747㎡、団地数で1団地の除外でございます。

次に資料の6ページの変更状況調書をご覧ください。表が2つございますが、上段の表の「生産緑地地区の一団数及び面積」をご覧ください。

現在、本市の生産緑地地区につきましては、表の「変更前」にありますとおり一団数が49団地、面積約5.4ヘクタールを指定しているところでございます。これが今回の変更によりまして、一団数が1団地減少、面積として約0.1ヘクタールの減少となり表の「変更後」のとおり、48団地、面積約5.3ヘクタールとなるものでございます。

下の表の「箇所別調書」をご覧ください。変更の説明でございます。

先ほど説明させていただきました「変更理由」のとおり、一団番号5-13、除外面積747㎡、理由番号4-①で主たる農業従事者の故障（病気）のため農業に従事することが不可能になったことによるものでございます。なお、所在地は西大道町地内でございます。

続いて、資料の8ページ、9ページをご覧ください。総括図および計画図であります。8ページの総括図は市全体の生産緑地地区を図示したものであり、9ページの計画図は詳細な位置を図示したものであります。黄色で着色した箇所が今回変更の対象となる生産緑地地区でございます。

なお、当該変更にかかる手続きといたしまして、7ページの「都市計画策定の経緯の概要」をご覧ください。

この表の下から5段目に記載してありますとおり、平成26年12月2日から同月16日まで縦覧に付したところでございますが、縦覧者や意見書の提出はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、第2号議案「名古屋都市計画生産緑地地区の変更（尾張旭市決定）」についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議 長	ただいま説明がありました第2号議案について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
大塚俊幸委員	市の考え方についてお聞きします。平成4年に生産緑地が指定されてから20年以上が経過しております。他自治体では新たに生産緑地の重要性を都市計画の中で位置付け、生産緑地を追加指定するところがありますが、尾張旭市では追加指定を考えていますか。
都市整備課公園緑地係長	市街化区域農地等に係る固定資産税等の適正化と併せた生産緑地地区の指定作業を、ご指摘のとおり平成4年末に完了したところでございます。それ以後の指定につきましては、都市計画の運用指針において「地域の実情を踏まえた都市計画決定権者の判断により生産緑地の指定を行うことができる。」とされています。このため、市において生産緑地地区の指定をすることは可能でございますが、本市としましては、生産緑地地区の農地として持つ多様な機能のうち、「公園・緑地」を補完するものとして都市計画に位置づけています。

	<p>本市は区画整理事業などの面的整備に併せて公園や緑地を整備してきましたことから、「公園・緑地」の機能を、生産緑地の追加指定ではなく、区画整理事業などに併せた整備により補完していくことを考えております。このため、積極的に追加指定をしていく動きは現在のところございません。</p>
大塚俊幸委員	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。</p>
岡本耕平委員	<p>生産緑地指定後30年が経過した場合、買取り申出ができるということですが、生産緑地が概ね市街化されても仕方がないという考え方でしょうか。</p>
都市整備課公園緑地係長	<p>生産緑地指定から30年が経過した平成34年以降、当該地を生産緑地として継続していくのか、あるいは全て解除して市街化していくのかという方針が不明確でありますので、現時点では一概に申し上げられない状況でございます。</p>
議長	<p>他にご意見、ご質問はございませんか。 それでは採決を行います。第2号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。 (委員の挙手) 挙手全員であります。 第2号議案については、原案のとおり可決することに決しました。 次に会議次第の5「その他」について、事務局から何かありますか。</p>
都市計画課長	<p>それでは、今後の都市計画審議会の開催予定についてご案内させていただきます。 今年度は、今回の審議会で終了となります。来年度につきましては、生産緑地等の案件があると思われまますので、時期は未定ですが、開催を予定しております。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたとおりです。皆さんお忙しい中かと思いますが、なにとぞご協力くださるようお願いいたします。</p>
若杉たかし委員	<p>審議会出席が遅くなり、皆さまには大変ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、これをもちまして、平成27年第1回尾張旭市都市計画審議会を閉会といたします。皆さんお疲れ様でした。</p>